



目 次	ページ
規 則	
◎高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出（ " ）	8
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（治山林道課）	8
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	8
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	8
○基本測量の終了の通知（3件）（用地対策課）	8
○公共測量の実施の通知（4件）（ " ）	9
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（防災砂防課）	9
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	10
○道路の供用開始（3件）（ " ）	10
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（建築指導課）	10
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	10
高知県選挙管理委員会告示	
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	11
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	11

規 則

高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第51号

高知県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

高知県養蜂振興法施行細則（平成24年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「届出書」を「蜜蜂飼育届」に改め、同条第2項中「届出書」を「蜜蜂飼育変更届」に改める。

第3条第2項中「申請書」を「蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認申請書」に改め、同条第3項中「別記第4号様式に」を「別記第4号様式による蜜蜂の飼育の届出義務の除外確認通知書を」に、「通知書」を「蜜蜂の飼育の届出義務に関する通知書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

高知県知事 様

年 月 日

届出者 住所  
氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名）  
電話番号

蜜蜂飼育届

蜜蜂の飼育を行いますので、養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 蜜蜂飼育状況（ 年 月 日現在）

飼育場所	飼育蜂群数
	群（うち日本蜜蜂 群）
	群（うち日本蜜蜂 群）
	群（うち日本蜜蜂 群）

2 蜜蜂飼育計画（ 年）

飼育場所	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育期間
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

（1）個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

（2）個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

（3）個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合

（裏面）

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 「飼育場所」欄は、巣箱の配置場所を確認することができる情報（番地、号並びに必要な緯度及び経度）を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
- 4 記入欄が不足するときは、別紙1又は別紙2に記入して、添えてください。
- 5 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 6 毎年1月31日までに届け出てください。
- 7 届出後は、蜂群の配置調整に関する次に掲げる事項に留意してください。
- （1） 県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずることがあること。
- （2） 県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあること。



## 第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

## 蜜蜂飼育変更届

蜜蜂の飼育について届け出た事項に変更がありましたので、養蜂振興法第3条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1 変更内容

変更事項	変更前	変更後

## 2 変更年月日

年 月 日

## 3 個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

## (1) 個人情報の利用目的

県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

## (2) 個人情報の安全管理措置

県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

## (3) 個人情報の第三者への提供

県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

## ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。）及び関係機関等の協力が必要な場合

## (裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更事項が蜜蜂の飼育場所の場合は、巣箱の配置場所を確認することができる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。
- 3 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。
- 4 変更があった日から1月以内に届け出てください。
- 5 届出後は、蜂群の配置調整に関する次に掲げる事項に留意してください。
- (1) 県は、養蜂振興法第8条第1項の規定により、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずることがあること。
- (2) 県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、養蜂振興法第8条第2項の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあること。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

**第5号様式**（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

蜜蜂の飼育の届出義務に関する通知書

年 月 日付けで申請のありました養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定による確認については、高知県養蜂振興法施行細則第3条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

次の理由により養蜂振興法第3条第1項ただし書及び養蜂振興法施行規則第1条第2項第3号の規定に該当しませんので、同法第3条第1項の規定により毎年1月31日までに蜜蜂の飼育の届出をすること。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
(法人の場合は、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

転飼養蜂許可申請書

養蜂振興法第4条第1項の蜜蜂の転飼の許可を受けたいので、養蜂振興法施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		群(うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	
		群(うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	
		群(うち日本蜜蜂 群)	月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いについて

次に掲げる県の個人情報の取扱いの内容について、同意します。

(1) 個人情報の利用目的  
県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用するものとする。

(2) 個人情報の安全管理措置  
県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、当該安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講ずるものとする。

(3) 個人情報の第三者への提供  
県は、次に掲げる場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合  
イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農業被害の防止その他蜂蜜の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者及び他の地方公共団体をいう。)及び関係機関等の協力が必要な場合


高知県収入証紙貼り付け欄

(裏面)

- 注 1 電話番号は、常時連絡をとることができる携帯電話等の番号を記入してください。  
2 「転飼しようとする場所」欄は、巣箱の配置場所を確認することができる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。ただし、それらの情報を記入することが困難な場合は、地図等を添えてください。  
3 転飼しようとする場所について、別添の転飼養蜂土地使用承諾書を添えてください。  
4 記入欄が不足するときは、別紙に記入して、添えてください。  
5 個人情報の取扱いについて同意する場合は、□内にチェックを入れてください。  
6 転飼しようとする日の2月前までに申請してください。

(別添)

転飼養蜂土地使用承諾書

転飼しようとする者	住所（主たる事務所 の所在地）			
	氏名（名称及び代 表者の職・氏名）			
最大計画蜂群数		転飼しようとする 期間	月 日から	月 日まで
転飼しようとする場所				
上記のとおり転飼養蜂に伴う所有地の使用を承諾します。 年 月 日 土地所有者 住所 氏名				
転飼しようとする場所の周辺の見取図				

別紙

転飼養蜂許可申請事項

転飼しようとする場所	左の土地の所有者の住所及び氏名	飼育予定最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	
		群（うち日本 蜜蜂 群）	月 日から 月 日まで	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第333号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
南国ひとせ歯科 南国市篠原58-1 令6・4・1  
中土佐町立上ノ高岡郡中土佐町上ノ加江778番 〃 〃 〃  
加江診療所 地1

高知県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
調剤薬局ツルハ 須崎市桐間西110 令6・2・13  
ドラッグ須崎東店  
天王診療所 吾川郡いの町天王北三丁目4番 〃 3・1  
地1

高知県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
-------	--------------------	-----------------------

令和6年3月31日	特定非営利活動法人 SlowAge 安芸郡田野町1954番地1	デイサービスセンター交流館 安芸郡田野町815番地 地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）
令和6年4月1日	有限会社仙頭建設 室戸市吉良川町乙1936番地2	ヘルパーステーション潮音 室戸市吉良川町甲3947-200 訪問介護

高知県告示第336号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和36年3月農林省告示第319号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第337号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和36年8月農林省告示第805号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第338号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

羽根町加入区

高知県告示第339号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により令和2年4月高知県告示第332号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和6年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

羽根町加入区

高知県告示第340号

国土交通省国土地理院長から令和5年3月高知県告示第129号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和6年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第341号

国土交通省国土地理院長から令和5年3月高知県告示第184号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和6年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第342号

国土交通省国土地理院長から令和5年3月高知県告示第185号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和6年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司



**高知県告示第343号**

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和6年3月14日から同年7月31日まで
- 3 作業地域  
長岡郡大豊町地内

**高知県告示第344号**

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月8日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）
- 2 作業期間  
令和6年4月10日から同年9月1日まで
- 3 作業地域  
須崎市浦ノ内須ノ浦

**高知県告示第345号**

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間  
令和6年4月10日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
四万十市岩田

**高知県告示第346号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年4月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和6年3月7日から同年9月30日まで
- 3 作業地域  
四万十市右山地内及び古津賀地内

**高知県告示第347号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

室戸市舟場

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市佐喜浜町字天ノ神	5211番2
2	〃 〃 〃	5211番1
3	〃 〃 〃	5214番1
4	〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃	5210番
9	〃 〃 〃	5209番
10	〃 〃 〃	5205番
11	〃 〃 〃	5204番1
12	〃 〃 〃	〃
13	〃 〃 字天ノ神東	2455番地先

			水路
14	〃	〃	2436番地先道
15	〃	〃	2422番1地先道
16	〃	〃	2419番1地先道
17	〃	〃	2417番1地先道
18	〃	〃	2398番1

（2） 区域

標柱1から18までを順次に直線で結んだ線及び標柱18と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第348号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

四万十市 下竹屋敷（1）

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市竹屋敷字山神ノ畝	1219番6
2	〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 字ムカエヤシキ	929番1
5	〃 〃 〃	〃

（2） 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西谷田野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村長山 395番6から 安芸郡北川村長山 384番2まで	前	5.1 }	150
	後	10.9 }	
		27.5 }	150
		33.4 }	

高知県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市大井字ヒシリ バへ乙352番3から 安芸市大井字ヒシリ バへ乙352番4まで	前	13.3 }	99
	後	39.7 }	
		24.2 }	99
		51.4 }	

高知県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町大内字大平山 4285番1地先から 吾川郡いの町大内字ハシメ ン2356番1地先まで	260	令和6年4月26日

高知県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市伊尾木字井ノ上2263 番1から 安芸市伊尾木字井ノ上2264 番2まで	80	令和6年4月26日

高知県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年4月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町瓜生野字唐越 5番24から 長岡郡本山町屋所字地堺 770番2まで	90	令和6年4月26日
長岡郡本山町七戸字龍玉山 746番5から 長岡郡本山町七戸字龍玉山 741番1まで	73	令和6年4月26日

高知県告示第354号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号(指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部を次のように改正する。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

3の(17)中「福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階」を「福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目7番22号」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西佐古土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出があった。

令和6年4月26日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	島崎 義幸	香南市野市町西佐古566番地1
〃	入野 正博	〃 野市町東佐古48番地
(就任)		
理事	松村 浩志	香南市野市町東佐古52番地1
〃	田内 基久	〃 〃 112番地

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第22号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月26日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川上政寿後援会	川上 政寿	西森 初美	高知市高見町229番地11
田川つよし後援会	田川 剛	田川 直子	宿毛市小筑紫町呼崎353番地
西山けい後援会	西山 哲夫	森光 教仁	須崎市野見66-4
野村重夫後援会	増田 淳一	野村 重夫	高岡郡日高村下分808-1

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

高知県監査委員  
 5 高行管第431号  
 令和6年3月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和6年2月19日付け5高監報第130号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告

をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらに、会計検査では、内部統制により発見した不備や不適切な事務処理について担当者及び管理職員への聞き取りを行い、実効性の高い再発防止策となるよう助言や提案を行います。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を図っていきます。

併せて、本年度からは、県民サービスの向上と会計事務の効率化に向けて財務会計システムの再構築に取り組んでおり、その中で人為的なミスを防止する機能を拡充するなど、事務処理の誤りを防ぐための仕組みを幅広く検討していきます。

第2 指摘事項の該当機関

1 総務部須崎県税事務所

(1) 指摘事項

令和4年11月に収納した法人県民税及び法人事業税について、令和4年度歳入とするべきところ令和5年度歳入としていたものがあつた。

これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

今回の事案は、収納事務や税務システムの処理方法等の理解不足に起因して発生したものです。

当該法人県民税及び法人事業税については、収納時に申告書の提出が無かったため、税務システムにおいて、申告データが無いものとして「収納エラー」となりました。この場合、調定内容等を確認した上で、適切な処理を行う必要がありますが、令和5年1月の税務システムの入替えに伴い、業務フローや、その他の処理方法が変更となったこともあり、担当者及びその上司が処理方法等を十分に理解できておらず、当該納税分について、令和4年度の歳入とするべきところを誤って令和5年度の歳入として処理したものです。

(3) 措置状況

当該納税分について、令和4年度分が収入未済となっていることを認識した段階で、その原因の究明を行い、改めて収納処理を行いました。今回の事案は、税務システムの入替え後、間もない時期に発生したものであり、今後は、正しい税務事務や税務システムの処理方法について研修を充実させ理解を図ることで、このような事案が発生しないよう適正な事務を行います。

2 土木部中央東土木事務所

(1) 指摘事項

河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあつた。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

河川法（昭和39年法律第167号）第24条に係る四国地方整備局の許可案件については、河川課からの通知を受けて収入調定を行うべきところ、複数人での確認を行ったにもかかわらず、チェック機能が働かず、河川占用台帳の内容更新のみを行い、占用料に係る収入調定事務を失念していたものです。

(3) 措置状況

本事案判明後、速やかに占有者への説明を行い、順次、納入通知書を発付し、令和5年11月21日までに調定漏れとなっていた占用料について収納しました。

<p>本事案については、河川課からの通知文書を回議する際に河川占用台帳の内容更新を行ったことを記載していたものの、収入調定事務の要否について記載していなかったことも発生の一因となったことから、事務改善として、受付時及び課内決裁の各過程で河川占用台帳の更新状況とともに、収入調定事務の要否についても記載し、担当、チーフ、課長による確認を徹底することで再発防止に努めます。</p> <p>第3 検討事項の該当機関 土木部高知土木事務所</p> <p>(1) 検討事項 内部統制に係る案件等において、組織としてのチェック機能が十分に働いていないと考えられる事務処理上の大きなミスが発生していることから、効果的な再発防止策について更なる検討を求めます。</p> <p>(2) 原因又は理由 組織としての確認体制が十分でなかったことや事務処理に係る情報共有が図られていなかったことから、許認可事務における収入調定の遅延や納入通知書の送付漏れなど、適正でない事務処理が複数発生しました。</p> <p>(3) 措置状況 事務処理において、チェックシートを活用、改善しながら、決裁ルート上のメンバー全員が当事者意識を持ってチェックすることを徹底します。 また、会計事務の知識の定着や職員の意識付けの強化を図ることを目的とした研修を実施するほか、日頃から職員間の情報共有を図りつつ、占用許可等の管理資料の共有や不備が判明した際には業務改善のための検討会を行うことなどにより、組織としての管理体制を強化しチェック機能の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">5 高教政第1081号 令和6年3月27日</p> <p>高知県監査委員 様 高知県教育長</p> <p>定期監査の結果に基づく措置状況について（通知） 令和6年2月19日付け5高監報第130号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>機関名：高知追手前高等学校</p> <p>(1) 指摘事項 生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。 これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に</p>	<p>始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。</p> <p>また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由 生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況 所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実にすること、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。</p> <p>今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>機関名：高知農業高等学校</p> <p>(1) 指摘事項 生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。 これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。</p> <p>また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由 生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況 所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所</p>	<p>属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実にすること、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。</p> <p>今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>機関名：幡多農業高等学校</p> <p>(1) 指摘事項 生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。 これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。</p> <p>また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。</p> <p>再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 原因又は理由 生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。</p> <p>(3) 措置状況 所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実にすること、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。</p> <p>今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。</p>
--	--	--